

# 津別町地球温暖化対策実行計画

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画)

平成20年6月

津 別 町

## 目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 地球温暖化問題	1
2 地球温暖化のメカニズムと原因	1
3 地球温暖化による影響	1
4 地球温暖化防止に向けた取組み	2
第2章 実行計画の基本的事項	3
1 計画策定の目的	3
2 計画の期間	3
3 計画の範囲	3
4 計画の対象とする温室効果ガスの種類	4
第3章 温室効果ガスの排出等の状況	5
1 基準年度（平成18年度）における温室効果ガス排出状況	5
2 温室効果ガス排出量の算定方法	5
3 温室効果ガスの総排出量の状況	5
第4章 温室効果ガスの削減目標	6
1 温室効果ガスの削減目標	6
第5章 温室効果ガスの削減に向けての取組	7
1 取組みの方針	7
第6章 計画の推進と点検・評価	9
1 計画の推進体制	9
2 職員に対する啓発等	9

## 第1章 計画策定の背景

### 1 地球温暖化問題

地球温暖化問題は、人の活動に伴って発生する二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスの大気中濃度が増加することにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

### 2 地球温暖化のメカニズムと原因

地球は、太陽からのエネルギーで暖められます。暖められた地表からも熱が放射され、大気に含まれる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスは、この熱を一部吸収し、再び地表に跳ね返しています。そのおかげで地球の平均気温は15℃と人間をはじめ生物の生存に適した環境が保たれています。

#### （1）温室効果ガスとは

地表からの放出熱（赤外線）を吸収し、地球温暖化の原因となる気体のことを温室効果ガスといいます。二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素などがこれにあたり、約8割は石油等の化石燃料の燃焼によって生じると言われています。

#### （2）地球温暖化とは

大気中に占める温室効果ガスの割合が増加することによって、大気の熱吸収量が増加します。それによって、太陽光により暖められた地表からの放出熱（赤外線）が吸収され、地表に再放射される量も増加するため、気温が上昇する現象が生じます。これが地球温暖化です。

### 3 地球温暖化による影響

地球温暖化対策の基本的科学的知見をまとめるために1988年、国連環境計画と世界気象機関によって「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が設置されました。「IPCC第4次評価報告書（2007年）」によれば、大気中の二酸化炭素濃度は1750年におよそ280ppmであったが、2005年には379ppmに増加しており、21世紀末にはさらに二酸化炭素濃度は上昇するものと予測され、気温・海面の上昇や気候の変化などの直接的な影響に加えて、農業への影響による食糧問題、病気の増加など、地球規模にわたる影響が予測されています。

#### 【IPCC第4次評価報告書による予測】

- 平均気温 1990年から2100年までに1.1～6.4℃上昇
- 平均海面水位 1990年から2100年までに18～59cm上昇
- 気象現象への影響 洪水及び暴風雨の多発、渇水や干ばつ地域の拡大
- 人の健康への影響 熱ストレスの増大、マラリア等の感染症の拡大
- 生態系への影響 一部の動植物の絶滅、生態系の移動
- 農業への影響 1～3℃以上の上昇で多くの地域で穀物生産量が減少

地球温暖化による気温の上昇、降水量の変化などによって、自然の生態系は深刻な影響を受けます。しかし、目に見える変化は、気候が変化した後、数年、数十年、数百年と遅れて起こるため、気づいたときに手遅れとならないよう、早急に対応していく必要があります。

#### 4 地球温暖化防止に向けた取り組み

国際的には、1992年（平成4年）6月、ブラジルで開催された「地球サミット（環境と開発に関する国連会議）」において、「持続可能な開発のための人類の行動計画（アジェンダ21）」の採択と大気中の温室効果ガス濃度の安定化に向けた「国連気候変動枠組み条約」に参加国155カ国が署名しました。

1994年（平成6年）3月に「国連気候変動枠組み条約」が発効、1997年（平成9年）12月、京都で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）」において、「京都議定書」が採択されました。この中で日本は温室効果ガスの排出量を「2008年から2012年」の間に1990年（平成2年）レベルから6%削減するとの目標を公約しました。

日本においては、『地球温暖化対策の推進に関する法律』（以下、「法」という。）が1998年（平成10年）10月に制定、1999年（平成11年）4月に施行されました。この法律では、各主体の責務を明らかにするとともに、取り組みを促進するための法的枠組みを整備しました。同法では、地方公共団体は、法第21条の規定に基づく、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）を定め、自らが率先して温室効果ガスの排出の抑制を図る必要があると規定されています。

その後、2005年（平成17年）2月16日に京都議定書は、国際法として正式に効力を持つ（発効する）こととなりました。

また、2008年（平成20年）7月開催の「北海道・洞爺湖サミット」におい

て2050年までに世界の温室効果ガス排出量を半減するとの長期目標を達成するために、正式合意が出来るよう話し合いが進められることになっております。

## 第2章 実行計画の基本的事項

### 1 計画策定の目的

この計画は、津別町役場及びその他関連施設において行う事務及び事業により発生する温室効果ガス排出量を抑制するための措置を定め、地球温暖化の抑制などの環境に与える影響を低減させること、さらには町民、事業者に環境保全の自主的な取り組みの推進に資することを目的とします。

特に、津別町役場も町内で大きな事業所であるという認識のもと、職員が自主的に温室効果ガス排出量の抑制を実行します。

### 2 計画の期間

この計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。ただし、計画に掲げる数値目標については、平成18年度を基準年度とし、計画の進捗状況等を踏まえ、目標値の再設定及びその他の計画の見直しを行います。

### 3 計画の範囲

#### (1) 対象とする事務・事業

この計画の対象範囲は、町が自ら実施する事務及び事業の全般とします。なお、外部への委託等により実施する事務及び事業は対象から外しますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な協力を要請します。

#### (2) 本計画の対象施設

本計画の対象施設等は、役場庁舎、中央公民館など町の公共施設及び公用車とします。

対象とする施設等

適用施設等一覧

中央公民館、生活改善センター、農業者トレーニングセンター、児童館、温水プール、修武館、運動広場夜間照明、その他の体育施設、食品加工研修センター、給食センター、各小中学校、役場庁舎、一般廃棄物処理施設、下水道処理施設、クリーンセンター、機動車庫、バス車庫、特養・デイサービス、保育所、福祉寮、老人クラブ施設、共和集会施設、公衆浴場、公用車

4 計画の対象とする温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が対象とする温室効果ガスの項目は6種類で、表1のとおりです。

このうち、実行計画の対象とする温室効果ガスは、津別町の事務・事業に関わる排出量の把握が可能であり、温暖化への寄与割合が最も大きい「二酸化炭素」のみとします。

表1：温室効果ガスの項目

ガス種類	地球温暖化係数	人為的な発生源	主な対策
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
メタン (CH <sub>4</sub> )	21	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立からも2～3割を占める。	埋立量の削減など
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	310	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	140～ 11,700	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等
パーフルオロカーボン (PFC)	6,500～ 9,200	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用	製造プロセスで回収等や、代替物質、技術への転換等

六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	23,900	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等(半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換等
------------------------------	--------	---------------------------------	---

### 第3章 温室効果ガスの排出等の状況

#### 1 基準年度(平成18年度)における温室効果ガス排出状況

日本における温室効果ガス排出量の内訳(2006年度速報値)によると、二酸化炭素の排出量が約95.08%を占めています。つまり二酸化炭素が最も地球温暖化に影響を及ぼしていることから、二酸化炭素排出量の削減に重点を置き、取り組みを進めていきます。

こうした状況を踏まえ、津別町としては、二酸化炭素排出量の把握を重点に調査することとし、その他の温室効果ガスについては、製造過程で発生するなど、町での把握や削減が困難なため調査対象から省くこととします。

#### 2 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定については、電気、燃料油、LPG等の使用量に排出係数を乗じて活動の種類ごとに排出量を求め、これらの活動の種類ごとの排出量に地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素に換算した排出量を算定します。

- ・対象ガス排出量＝項目別の活動量(燃料使用量や電気使用量など)×排出係数(単位当たりの活動に伴う温室効果ガスの排出量)
- ・二酸化炭素換算排出量＝項目別の対象ガス排出量×地球温暖化係数

活動の種類・温室効果ガスごとに算出した二酸化炭素換算の温室効果ガス排出量を合計し、温室効果ガスの総排出量とします。

#### 3 温室効果ガスの総排出量の状況

##### (1) 温室効果ガスの総排出量

平成18年度において津別町の事務・事業から排出された温室効果ガスの総排出量は、3,436,784kgで、使用区分ごとの排出量は表2のとおりです。

## (2) 使用別排出割合

津別町の事務・事業から排出された温室効果ガスの総排出量の使用別割合は、電気の使用によるものが41.3%、各種燃料使用によるものが58.7%となっています。

このことから温室効果ガスを削減するためには、電気や冷暖房用の燃料である灯油、重油、液化石油ガス（LPG）等や公用車のガソリン使用量の削減に重点的に取り組むことが必要です。

表2：温室効果ガスの項目別排出量

使用区分	使用量		排出係数	二酸化炭素換算排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	割合
電気	2,534,498	KWh	0.56	1,419,319	41.3%
ガソリン	21,507	リットル	2.32	49,896	1.4%
灯油	174,735	リットル	2.49	435,090	12.7%
軽油	200,109	リットル	2.62	524,286	15.3%
A重油	366,950	リットル	2.71	994,435	28.9%
LPG	4,586	m <sup>3</sup>	3.00	13,758	0.4%
合計				3,436,784	100.0%

## 第4章 温室効果ガスの削減目標

### 1 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの削減を図るため、次の第5章に掲げる取り組みを実施することとし、平成24年度までに基準年度（平成18年度）と対比して**6%削減**することを目標とします。

温室効果ガスの総排出量の削減目標を次のとおり定める。

平成24年度までの間に、基準年度（平成18年度）比で  
**6%削減**する。

・基準年度排出量	3,436.784トン
・削減目標量	206.207トン
・削減率	6%
・目標年度排出量	3,230.577トン

## 第5章 温室効果ガスの削減に向けての取組

### 1 取り組みの方針

本計画の目標を達成するため、温室効果ガス総排出量の削減等に配慮した取り組みの方針を次のとおり定めます。

なお、町民サービスを主体としている機関については、サービスの質に影響を与えない範囲で取り組むものとします。

#### (1) 省エネルギー対策の推進

##### ■照明

- ・始業前、昼休み、終業時には不要な照明は消す。
- ・会議室やトイレなどは、使用時間以外は消灯する。
- ・照明器具の新規購入の際は、省エネ型とする。
- ・夜間の残業の削減を図り、照明の点灯時間の削減に努める。

##### ■OA機器

- ・職場における最終退庁者は、OA機器の電源が切れていることを確認する。
- ・OA機器を長時間使用しない時は電源を切る。

##### ■暖房

- ・暖房設備を順次、重油ボイラーから木質バイオマス燃料対応のボイラーに切り替える。
- ・暖房期間中の温度管理を徹底する。（室温は、21℃を基準とする）
- ・冬季は重ね着するなど、体感温度を保つ服装を心がける。

##### ■公用車

- ・不要なアイドリングをしない。

- ・タイヤの空気圧を、給油時にチェックする。
- ・近距離の移動の際は、公用車の利用を控える。
- ・ノーカーデーの推進

## (2) 資源対策の推進

### ■用紙類

- ・資料等を作成するときは、両面印刷に努める。
- ・庁内LANの活用により、ペーパーレス化に努める。
- ・庁内事務連絡用・通知用、資料などは可能な限りミスコピーの裏面利用に努める。
- ・使用済封筒を連絡用等に再利用する。

### ■事務用品

- ・詰め替えやりサイクル可能な消耗品の購入に努める。
- ・環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努める。
- ・ファイルやフォルダーは、繰り返し使用する。

## (3) その他の事務事業にあたっての環境保全への配慮

### ■バイオマスタウン構想に基づく循環型社会の構築

- ・有機質性資源のリサイクル
- ・森林資源循環
- ・バイオマスイネルギー最先端技術導入の検討

### ■愛林の町にふさわしい森づくり

- ・自然環境・景観に配慮した森づくり
- ・森林の環境負荷を考えた森林管理
- ・未立木地の整備
- ・切捨て間伐材や林地残材などの利用促進

### ■河川等の環境づくり

- ・豊かな森が育んだ水源の保全
- ・網走川の自然環境・景観に配慮した河川整備
- ・河川の清掃活動

### ■ごみの分別や減量化の推進

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化に努める。

・使い捨て容器の購入は、極力控える。

■ イベントにおける環境配慮

・ごみの分別、減量を徹底する。

## 第6章 計画の推進と点検・評価

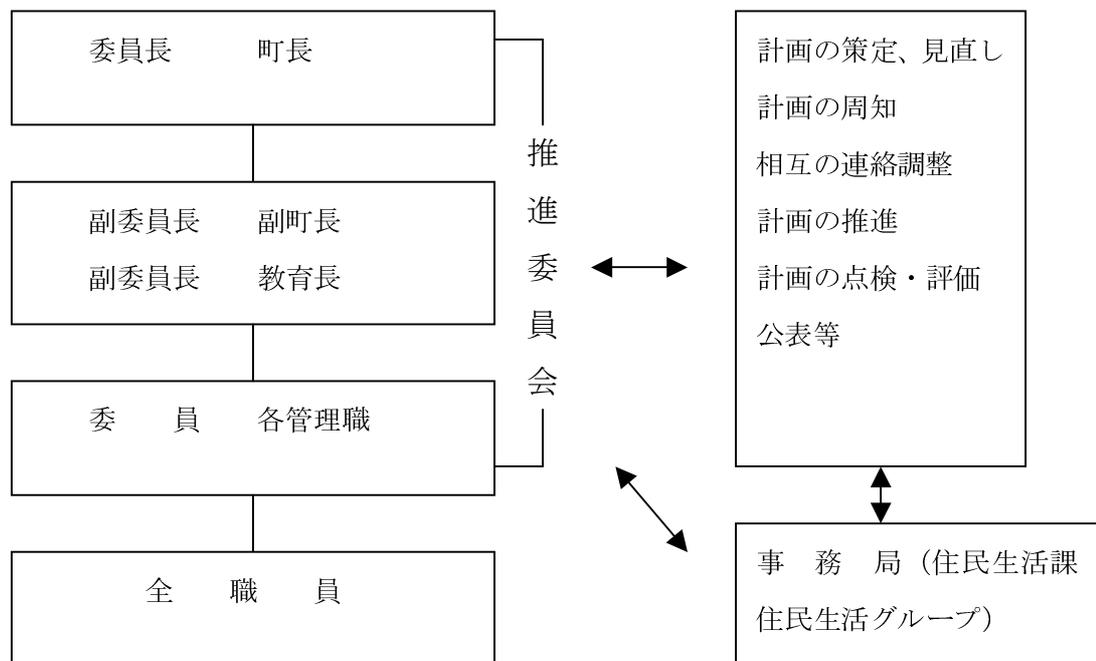
### 1 計画の推進体制

計画の実効性を確保するため、本計画に掲げる取り組みを全職員が自ら事務事業を遂行する中で実践していく必要があります。また、組織的な取り組みが必要であることから、推進委員会を設置します。

① 推進委員会は、庁議構成メンバーをもって組織し、委員長に町長、副委員長に副町長及び教育長、各管理職は推進委員として、適宜所管する計画の推進及び進捗状況の把握を行い、事務局と調整しながら総合的推進を図ります。

② 事務局を住民生活課（住民生活グループ）に置き、関係各課の協力の下、計画全体の進捗状況の把握及び総合的な管理を行い、事業の推進を図ります。

推進体制組織図



### 2 職員に対する啓発等

本計画を着実に実行するには、職員一人ひとりの実践と組織的な連携が必要不可欠であるため、職員に対し地球温暖化に対する情報を提供し、意識の啓発を行います。